

# 改正完全対応!このテキストで合格する。 辰巳の「新」ラクラク行政書士はここが「売り」!

旧法・新法併記スタイル。  
安心して学習できます!

## 6 審査請求の審理

(1) 平成26年改正前(旧法)の場合

審理手続きは、原則として書面により行われる。審査請求人・参加人の申し立てがあれば、審査庁は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

審査庁が審査請求を受理したときは、請求弁明書の提出を求めることができる。弁明書送付される。それに対して審査請求人は、反  
なお、審査請求をしても、処分の効力、執  
ない。

審査請求は、審査庁が裁決することによ  
決・棄却裁決・認容裁決の3種類がある。

認容裁決として、①処分の一部又は全部の  
部又は全部の撤廃を命じる裁決、③不作為に  
庁が、処分庁の上級行政庁の場合には、④処

(2) 平成26年改正法(新法)の場合

新法においても、基本的な部分は改正前と同じであるが、公正性の向上と  
使いやすさの向上の点から、いくつかの新しい制度が加わっている。

### ① 審理員による審理手続きの導入

旧法下では、審査請求の審理を行う者について法律上の規定がなかった  
ため、処分関係者が審理を行うことがあった。これでは、公正性を確保す  
ることが事実上難しいことから、新法では、職員のうち処分に関与しない者  
(審理員)が、両者の主張を公正に審理することとなった。(新法9条)

関が行う諮問手続きの導入  
し、裁決に関する意見書(審理意見書)の提

## 9 行政指導 (H22・23出題)

改正有り

行政指導とは

行政手続法 第二条 六号

行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現  
するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、  
って処分に該当しないものをいう。

行政庁が私人に対して、特定の作為または不

出題実績を明記。頻出分野が  
ひとめで分かります。

重要過去問を掲載!アウト  
プットもテキストで!

### 練習問題 【平成24年度 問題8】

行政法における信頼保護に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しい  
ものはどれか。

1. 地方公共団体が、将来にわたって継続すべき一定内容の施策を決定した後、社  
会情勢の変動等が生じたとしても、決定された施策に応じた特定の者の信頼を保護す  
べき特段の事情がある場合には、当該地方公共団体は、信義衡平の原則により一度な  
された当該決定を変更できない。

合格者の声 私は辰巳の  
ラクラク行政書士試験を推薦します!

T.Mさん (平成26年度合格者)

行政書士  
合格



「ラクラク行政書士」の  
おかげで高得点で  
合格しました。

平成26年度行政書士試験対策として、「ラクラク行  
政書士試験」を受講しました。黒木洋行先生の講義がす  
ごくタメになって、かなりスムーズに勉強することがで  
き、この度、行政書士試験に高得点で合格しました。

特に、一般知識は黒木先生が講義された通りに、講座  
で配布されたレジュメを使って、勉強しただけですが、  
14問中11問正解することが出来ました。

辰巳  
法律研究所

平成27年度対策

# 改正完全対応!! 新ラクラク 行政書士試験

全18h

法律学習経験者向け  
18時間完成

あなたは、もうこれだけで十分です!



## 辰巳法律研究所

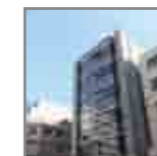
Tokyo



Yokohama



Nagoya



Osaka



Kyoto



Fukuoka



# 行政書士にはこう合格る!

## 「ひたすら過去問」はもう止めよう。

近年合格するのが年々難しくなっている行政書士試験。以前は、法律学習経験者なら、過去問を解いて、試験に臨めば高い確率で合格できましたが、今の試験はそれでは合格出来ません。現にここ数年では、司法試験合格者が行政書士試験に落ちるといった事例が多数発生しております。次回平成27年度行政書士試験の合格には、的を得た対策が必要不可欠です。具体的には、①行政法②一般知識③記述式④改正法、これら4つの攻略が重要。いずれも配点が高かったり、足切りが怖かったり、対策が立てにくかったりと「くせ者」ばかり。ココを集中的に攻略し、短時間で、効率よく、合格を勝ち取りましょう。



### 黒木 洋行 (くろき ひろゆき) 先生

予備試験・行政書士・宅建・国家公務員1種(現在の総合職)に合格。大学卒業後、大手通信教育会社の教材作成担当を経て、大学受験講師、公務員試験講師として活躍。「試験には必ず出題パターンがある。」という問題作成者側からの視点で指導を展開。多数の受験生を希望の資格試験合格へと導いている。「ラクラク行政書士」「宅建講座」「ラクラク裁判所職員」「ラクラク適性試験」「ラクラク小論文」など受験生からの評価が高い講座を多数担当している。

### ●黒木講師からのメッセージ

「会社法」・「行政法」の改正に伴い、受験生の皆さんは、大きな不安に苛まれるでしょう。また、相変わらず「一般知識」と「記述式」に苦手意識を持つ方は非常に多くいらっしゃいます。

そこで、本講座は、皆さんが不安や苦手意識を持たれる科目、すなわち「会社法」・「行政法」・「一般知識」・「記述式」に焦点を絞って、対策を行います。

「会社法」・「行政法」は改正のポイントを中心としつつも、頻出分野と理解しにくい分野もきっちり拾い上げます。「一般知識」は、点数の取り易い分野、取りにくい分野がはっきりしているので、点数の取り易い分野で、繰り返し出題されている範囲を重点的に学習し、着実に点数を稼ぎにいきます。「記述式」は、直近5年分の過去問を徹底分析し、今後の出題可能性が高い論点を予想していきます。

本講座で、合格を掴み取りましょう!

### こう合格る! ①行政法を攻略せよ!

本講義「行政法編」で扱う、行政法分野は、五肢択一76点、多肢選択16点、記述式20点の合計112点を占める超重要分野である。出題分野のバラつきは少なく、様々な範囲からまんべんなく出題されています。司法試験や公務員試験においては、あまり出題されない分野からも出題されているので、法律学習経験者であっても、対策を怠ると痛い目にあうでしょう。

出題形式についても、条文問題、定義問題、判例問題と比較的バランスよく出題されています。ただ、年度によっては、判例問題が多い年度もあります。

基礎的かつ重要な論点からの出題が多いものの、正確な知識を習得していないと解けない問題も多いです。基本的な条文・定義・判例をしっかりと押さえることが必須。特に重要なのは、条文。本レジュメに載せてある条文は、しっかりと押さえておいて下さい。確実に得点を稼ぎたい人は、行政書士試験の過去問だけでなく、司法試験や公務員試験の過去問にも挑戦すると良いでしょう。

### こう合格る! ②一般知識を攻略せよ!

本講義「一般知識編」で扱う、一般知識分野は、五肢択一56点を占める分野です。点数的には、全体の約5分の1程度ですが、足切り点が設定されていることに注意しましょう。司法試験や司法書士などの法律学習経験者が、落とされてしまう大きな1つの原因として、一般知識対策を怠っていることが挙げられます。

一般知識は、試験範囲が非常に広く、独学で対策するのが難しい科目です。しかし、よく出題される分野は限られており、過去に出題された肢と同じような肢が再度出題されることもあります。繰り返し出題されている分野をしっかり押さえて、得点を取れるところで確実に取って、少なくとも足りなくならないようにするのが最も重要です。本講義では、過去の出題を徹底分析し、重要事項に絞り込んで効率よく対策を行っていきます。

## 受講料・発送スケジュール

科目	時間	DVDコード*	辰巳価格	代理店価格
一括	18h	H-671R	¥31,800	¥30,210
行政法編	5h	H-672R	¥9,300	¥8,835
会社法編	3h	H-673R	¥5,600	¥5,320
記述式編	5h	H-674R	¥9,300	¥8,835
一般知識編	5h	H-640R	¥9,300	¥8,835

★通信部はDVDとなります。DVD-R対応機種でのみ、ご利用いただけます。

★表示価格は全て税込です。★送料は不要です。

★商品はお申込みが辰巳に到着後、約1週間でお届けする予定です。



### ●辰巳のDVD講座なら 購入後の返却は不要!

辰巳のDVD講座は、講義の様子をそのまま収録、配布資料もライブクラスと同一。全く心配なく受講頂けます。一度御購入頂いたDVDは返却不要。好きなだけ、繰り返し勉強いただくことができます。

### こう合格る! ③記述式を攻略せよ!

記述式は、1問20点という非常に配点の高い問題です。出題数は全部で3問と少ないものの、1問あたりのウェイトは非常に高い。記述式が60点満点中54点(90%)ならば、残りの240点中、126点(52.5%)で合格です。他方、記述式が60点満点中24点(40%)ならば、合格するためには、残りの240点中、156点(65%)を取らなければなりません。万が一、記述式が0点になろうものなら、合格するためには、残りの240点中、180点(75%)取らなければなりません。

記述式は、採点が厳しいのではないかと心配している人もいますが、悲観する必要は全くありません。行政書士試験の記述式は、40字程度と短く、点数も解答例も公表されるので、解答に必要な要素がちゃんと入っていれば、ちゃんと点数を与えざるを得ないからです。きちんと解答に必要な要素を書き添えば、満点近い点数も期待できます。

### こう合格る! ④改正法を攻略せよ!

皆さん御存知の通り、「会社法」と「行政法」は重要な改正が行われ、一部は既に施行されました。すなわち、少なくとも既に施行された部分に関しては、平成27年度の出題範囲に含まれます。改正法を正面から聞いてくることは少ないとは思いますが、「どんな趣旨で改正が行われたのか」「どんな制度ができたのか」という大枠はしっかりと押さえておきたいところです。なぜなら、直接問われなくても、改正に関する問題意識は、平成27年度の出題に影響を及ぼす可能性が大だからです。

そこで、本講座はポイントに絞って、改正点の大枠を捉えます。必要な箇所は、新法・旧法を併記し、対比・比較しながらきっちりと説明していますので、安心して受講頂けます。